

「緊急地震速報の本運用開始に係る検討会」最終報告（案） の意見募集に対して寄せられた主なご意見とその対応について（案）

1 心得について

○小中学校等の教育施設についても、対応行動の指針を示すべき（意見 6）

→ 小中学校の児童・生徒がとるべき対応は、家庭と基本的に同じであると考えられることから、家庭での対応行動の指針が、すべての場面の基本となることを追記。

○緊急地震速報が発信されたことを積極的に知らせる主体が、施設利用者と誤解されるおそれがある（意見 39）

→ 「施設管理者は」を追記。

○不特定多数の者が出入りする施設で「注意を要する必要がある場所」については、建物そのものではなく、建物内の危険箇所であることがわかるような記述にすべき（意見 24）

不特定多数の者が出入りする施設で「注意を要する必要がある場所」については、事前に明示するよりも、日常の P R で周知させる方が良いのではないかと（意見 16）

→ 意見の趣旨を踏まえ、「地震により転倒するおそれがあるものの近くなど」、「日常から一般的な注意を行うほか」を追記。

○電車・地下鉄、エレベーターを利用中の対応指針を示すべき（意見 12、22）

→ 「鉄道・バスに乗車中」、「エレベーター利用中」の対応行動の指針を追記

○車を停止させる場合には、安全な場所に止めることが必要。また、路肩が必ずしも安全とは限らない（意見 4、23）

→ 自動車運転中の対応行動の指針を「道路状況を確認し、安全な場所に停止」と修正。

2 周知・広報について

○徹底した周知・広報が必要（多数）

政府全体で一体的な広報活動を展開すべき（意見 47）

→ 「むすび」で、「政府が一体となって、周知・広報を推進していくこと」を追記

3 その他

○「利用者」という語が、「施設の利用者」か「緊急地震速報の利用者」か紛らわしいため、誤解を招くおそれがある（意見 16）

→ 施設の利用者は、すべて「施設利用者」という語に統一

○ラジオについて、検討する場が必要（意見 47）

→ 「ラジオ放送について気象庁とともに検討を進めることを期待」と修正

○緊急地震速報の統一した警報音を設定するなど、緊急地震速報が出されたことを広く国民が理解できる仕組みとするべきである（意見 32、同趣旨意見 7、13、15、35）

→ 本文において、「共通の報知音」の必要性を記述しているので修正しない

○駅等における具体の対応指針、対応マニュアルを示して欲しい（意見 45）

他に類似意見として、個々の各地域（実状にあった）に沿ったマニュアルを作成及び公表して頂きたい（意見 30）

→ 個別施設における具体的なマニュアルまで、本検討会で検討することは困難と考えられるので、追記しない。なお、施設の状況を最も良く把握している施設管理者が、対応マニュアルを作成することが適当であると考えている。